平成２６年（フ）第１０６号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4106番地
債務者　有限会社五協商事
代表者代表取締役　網谷　壽一
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　泰正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午前10時
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4109番地
債務者　株式会社五協商事
代表者代表取締役　網谷　壽一
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　泰正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午前10時
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２４号
滋賀県草津市矢倉２丁目５番37号福井第三101号
債務者　株式会社ウィズメンテナンス
代表者代表取締役　山元　豊次
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　理哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前10時20分
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６２８号
大阪府藤井寺市津堂２丁目１番21号
債務者　株式会社ウィズ
代表者代表取締役　佐々木直行
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横畠　裕典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
和歌山市福島487番地ルミノーゾふるい２Ｆ
債務者　株式会社テンダー
代表者代表取締役　矢戸たまみ
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　義則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午後１時45分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５５号
愛媛県西予市宇和町卯之町２丁目289番
債務者　有限会社咲田屋
代表者取締役　上田　　仁
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　潮　　秀隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月26日午前11時30分
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５２号
茨城県結城市大字結城3764番地の３
債務者　有限会社北條製作所
代表者代表取締役　北條　照夫
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　正富
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月28日午前10時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第９７号
沖縄県うるま市石川白浜１丁目３番１号
債務者　株式会社環境おきなわ
代表者代表取締役　金城　　護
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古堅　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月１日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第２５１号
岐阜県郡上市高鷲町ひるがの4670番地4124
債務者　株式会社ひるがの観光バス
代表者代表取締役　坂下　　静
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小椋　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午前11時30分
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２７３号
岐阜市茜部寺屋敷１丁目６番
債務者　有限会社ティー・プロ
代表者取締役　小見山千鶴子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午前10時10分
岐阜地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２８５号
神奈川県足柄上郡山北町山北2850番地の２
債務者　岡崎　幸二
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　淳・赤沼　洋
4　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第８１６号
京都府宇治市木幡南山９番地の393
債務者　磯俣　次男
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　悠太
4　破産債権の届出期間　平成26年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月31日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２３６号
滋賀県草津市片岡町415番地１
債務者　ＯＭテクニカこと　中村　　勉
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中　　睦
4　破産債権の届出期間　平成26年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１０号
岩手県奥州市江刺区栄町19番10号　池田荘東棟、住民票上の住所岩手県花巻市材木町25番１号
債務者　管野　昌之
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桝田　裕之
4　破産債権の届出期間　平成26年９月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月５日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２１３号
岩手県奥州市江刺区栄町19番10号　池田荘東棟、旧住所岩手県花巻市材木町25番１号
債務者　管野　式子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桝田　裕之
4　破産債権の届出期間　平成26年９月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月５日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２６号
島根県雲南市吉田町吉田2711番地15
債務者　瀬田　恭弘
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　　薫
4　破産債権の届出期間　平成26年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
松江地方裁判所民事部